

## 近江八幡市公告

新庁舎移転に伴う残置物品廃棄等業務について、公募型プロポーザルによって事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年6月9日

近江八幡市長 小西 理

### 新庁舎移転に伴う残置物品廃棄等業務に係る公募型プロポーザル実施要領

#### 1 主旨

本要領は、新庁舎移転に伴う残置物品廃棄等業務を実施するにあたり、円滑に業務を遂行できる豊富な実績や技術力等を有する事業者を総合的に審査・評価して優先交渉権者を選定するため、公募型プロポーザル方式による事業者の選定手続について必要な事項を定めるものである。

#### 2 業務概要

- (1) 業務名 新庁舎移転に伴う残置物品廃棄等業務
- (2) 業務内容 新庁舎移転に伴う残置物品廃棄等業務仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約上限額 22,770,000円（リユース又はリサイクルによる有価物等を相殺した額。消費税及び地方消費税は除く。）  
※なお、上限額を超えての提案は失格とする。

#### 3 参加資格条件

- (1) プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③ 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号) 第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと(優先交渉権者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること)。

- ④ 本業務の落札決定の日までに、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置の期間中でないこと。
- ⑤ プロポーザルに参加しようとする者の間に資本的関係又は人的関係がないこと。
- ⑥ 令和7年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿に「廃棄物収集運搬・処理業務」で登録があること。ただし、登録していない者は「3(2) 競争参加資格審査申請」に基づき申請を行い、承認を得ること。
- ⑦ 貨物利用運送事業法に基づく第一種貨物利用運送事業の許可を取得していること。
- ⑧ 産業廃棄物収集運搬業の許可及び産業廃棄物処分業の許可を取得していること。
- ⑨ 上記⑧の許可にかかる特定不利益処分を受けていないこと。
- ⑩ 上記⑧の資格取得後に産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の業務従事期間が5年以上の実績を有していること。
- ⑪ 一般計量証明事業の登録をしていること。
- ⑫ 金属くず商の許可を取得していること。
- ⑬ 古物商の許可を取得していること。
- ⑭ 過去10年(平成27年度から参加表明書提出日まで)の間に、総排出量200トン以上の官公庁の移転業務に伴う残置物品の廃棄・リサイクル・リユース業務について、元請として履行した実績を有すること。
- ⑮ 本業務にあたり、管理責任者及び担当責任者を各1名配置すること。担当責任者は兼務を認めない。なお、管理責任者及び担当責任者は原則として変更できないものとし、疾病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の担当者を配置し、本市の了解を得ること。
  - ア 管理責任者及び担当責任者は、本プロポーザル参加者と直接的な雇用関係にあること。
  - イ 管理責任者は、業務全体を統括する者をいう。
  - ウ 担当責任者は、管理責任者のもとで業務における担当技術者を総括し、発注者との打合せに原則として毎回出席する者をいう。

## (2) 競争参加資格審査申請

本業務の参加希望者のうち、本市の有資格者名簿に「廃棄物収集運搬・処理業務」で登録されていないものは、次のとおり申請すること。

- ① 提出期限 令和7年6月16日（月）午後5時まで（必着）
- ② 提出先 「4 担当部署」へ提出
- ③ 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る）又は宅配便
  - （郵送又は宅配便による提出の場合は、事前に「4 担当部署」へ連絡すること。なお、期限までに到達しなかった場合、いかなる理由をとっても受付しない。）
- ④ 提出書類 別途定める本業務における新庁舎移転に伴う残置物品廃棄等業務における役務提供等競争参加資格審査申請書提出要項のとおり
- ⑤ その他 競争参加資格審査申請時に発行する受領書は、申請書の内容を確認したものではない。受付後、競争参加資格を審査し、資格を有すると認めたものを有資格者名簿に登録するものとして、令和7年6月19日（木）までに電子メールにより通知し、後日原本を郵送する。この申請による有資格者名簿への登録については、当該プロポーザルのみ有効とする。

## 4 担当部署

- (1) 担 当 近江八幡市総務部管財契約課
- (2) 所在地 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
- (3) 電 話 0748-36-5525
- (4) FAX 0748-32-3237
- (5) E-mail 010416@city.omihachiman.lg.jp

## 5 優先交渉権者の選定

- (1) 本プロポーザルは、新庁舎移転に伴う残置物品廃棄等業務に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下、選定委員会という。）において、審査を実施する。
- (2) 選定方法
  - ① 実績、企画提案及び提案価格の評価を合算した総合評価にて選定を行う。
  - ② 総合評価点（100点満点）が最も高い提案事業者を優先交渉権者とし、次に評価点が高い提案事業者を次点者とする。ただし、提案価格の評価点を除く実績評価点及び企画提

案評価点（80点満点）が6割に満たない場合は、優先交渉権者及び次点者として特定しない。

- ③ 企画提案審査及びヒアリング審査における企画提案評価点の算出方法は、選定委員会委員による評価の平均点を算出する。
- ④ 最高総合評価点数が同点の場合は、実績評価点及び企画提案評価点が最も高い事業者を優先交渉権者とし、次に高い事業者を次点者に選定する。実績評価点及び企画提案評価点も同点の場合は、選定委員会で協議のうえ、優先交渉権者及び次点者を特定する。
- ⑤ 参加者が1者のみの場合であっても内容の審査及び評価を行い、価格評価点を除く実績評価点及び企画提案評価点が6割以上を満たしている場合は、優先交渉権者として選定する。
- ⑥ 「提案価格」の評価において、提案のあった見積書の金額が契約上限額を超えた場合は、提案は失格とし、評価の対象外とする。

## 6 日程

- (1) 令和7年6月 9日（月） 公告、質問受付
- (2) 令和7年6月16日（月） 競争参加資格審査申請提出期限
- (3) 令和7年6月20日（金） 本業務に関する質問書提出期限
- (4) 令和7年6月25日（水） 本業務に関する質問回答
- (5) 令和7年6月27日（金） プロポーザル参加表明書提出期限
- (6) 令和7年7月 2日（水） プロポーザル参加資格確認結果通知
- (7) 令和7年7月16日（水） 企画提案書提出期限
- (8) 令和7年7月下旬【予定】 企画提案審査（ヒアリング）の実施
- (9) 令和7年7月下旬【予定】 審査結果通知

※現地確認を希望する場合は、事前に「4 担当部署」に連絡の上、調整を行うこと。

現地確認期間：令和7年6月9日（月）～ 6月27日（金）

## 7 公告

- (1) 公告日 令和7年6月9日（月）
- (2) 公告方法 近江八幡市公式ホームページに掲載 総務部管財契約課

## 8 プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザルに提案書の提出を希望する場合は、必要書類を添付のうえ、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年6月27日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 「4 担当部署」まで持参、郵送（書留郵便に限る）又は宅配便で提出  
※郵送又は宅配便による提出の場合は、事前に連絡すること。
- (3) 提出書類

書類名（様式）	部数
プロポーザル参加表明書（様式第1号）	1部
会社概要書（様式第2号）	1部
第一種貨物利用運送事業登録書（写し）	1部
産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）	1部
産業廃棄物処分業許可証（写し）	1部
一般計量証明事業登録証（写し）	1部
金属くず商許可証（写し）	1部
古物商許可証（写し）	1部
誓約書（様式第3号）	1部
業務実績調書（様式第4号） ※履行実績を証明する契約書の写し及び仕様書の写しを添付すること	1部
管理責任者及び担当責任者調書（様式第5号）	1部

- (4) 確認結果の通知

参加表明提出者に対し、参加資格の結果をプロポーザル参加資格確認結果通知書により通知する。ただし、参加表明が5者以上あった場合は一次審査を行い、企画提案書を提出できる事業者を4者程度に選定のうえ、結果を参加表明提出者に通知する。一次審査は「13 企画提案書等の評価基準（1）採点基準表」に基づき、事業者の実績を採点し選定する。

- ① 通知日 令和7年7月2日（水）

- ② 通知方法 電子メールで通知する。

## 9 本業務に関する質問書の提出

本業務の内容について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。質問事項のない場合は、提出不要。

- (1) 提出期限 令和7年6月20日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 「4 担当部署」まで本業務に関する質問書（様式第8号）を電子メールで提出のこと（送付した旨を事前に連絡すること）。
- (3) 回答方法 令和7年6月25日（水）までに質問者に電子メールで回答し、市ホームページに質問回答を公開する。

## 10 企画提案書の提出

仕様書の内容に基づき、企画提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年7月16日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 「4 担当部署」まで持参、郵送（書留郵便に限る）又は宅配便で提出  
※郵送又は宅配便による提出の場合は、事前に連絡すること。
- (3) 提出書類

書類名（様式）	部数
企画提案書（様式第6号）	1部
工程表（任意様式） ※A3版（横向き）1ページ以内とする。 ※企業名や企業が想定できるものは明示しないこと。	8部
業務体制及び企画提案詳細説明（任意様式） ※A4版（縦向き又は横向き）10ページ以内とする。A3版（横向き）の使用も可とするが、A4版2ページとして換算する。 ※使用する文字は、10.5ポイント以上とし書体は任意とする（必要な注釈、ふりがな及び掲載図中の記載文字は除く）。 ※企業名や企業が想定できるものは明示しないこと。	8部
見積書（様式第7号） ※見積金額は、消費税及び地方消費税を除く金額とする。 ※①リユース品売却に係る買取費用（マイナス計上）、②スチール、非鉄金属等の金属リサイクル（有価売却）に係る買取費用（マイナス計上）、③複合素材製品に係るプラ類等の処分費用、④積込み、荷下ろし、運搬、分解作業等に係る費用について、それぞれの単価及び総額を明示した内	1部

訳書（任意様式）を添付すること。 ※見積書及び内訳書は、企画提案書とは別に封筒に入れ、「業務名」を記入し封印すること。	
--	--

#### (4) 辞退

プロポーザル参加資格確認結果を通知した後、応募を辞退する場合は辞退届（任意様式）を「4 担当部署」まで提出すること。

### 1.1 審査の実施

次のとおり企画提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

#### (1) 実施日時 令和7年7月下旬【予定】

実施時間は1者につき35分程度（提案説明20分、質疑応答15分）

※ただし、参加事業者が多い場合は、変更となる場合がある。

#### (2) 実施場所 開催日時、開催場所については、企画提案書の提出後に通知する。

#### (3) 出席者 4人以内とし、管理責任者及び担当責任者を含むこと。

### 1.2 結果の通知

提案内容に関する選定結果は、近江八幡市管財契約課ホームページにおいて公表し、優先交渉権者及び次点者に対して通知する。

#### (1) 通知日 令和7年7月下旬【予定】

#### (2) 通知方法 電子メール

### 1.3 企画提案書等の評価基準

提出された企画提案書に対して、次の評価項目について、実績や企画提案等を採点し、ヒアリングを行うものとする。

#### (1) 採点基準表

評価項目及び評価基準		
評価項目	評価の視点	配点
事業者の実績	過去10年（平成27年から参加表明書提出日まで）の間に、総排出量200トン以上の官公庁の移転業務に伴う残置物品廃棄業務について、元請として履行した実績 ① 3件以上 10点 ② 2件 7点 ③ 1件 5点	10

業務体制	本市の現状を踏まえた実施体制となっているか。 効率的で具体的なスケジュールが提案されているか。	10
企画提案	廃棄・リサイクル・リユース業務について、進め方や業務フローが具体的に示されているか。	5
	移転業務受注者や庁舎工事関連業者との役割分担や調整方法について具体的な提案がされているか。	15
	廃棄物の発生を抑制するため、リサイクル・リユースを推進するための提案がされている。	20
	発注者の業務負担軽減について提案がされているか。	5
	その他、本業務の実施にあたり想定される課題や対応方針について、具体的かつ効果的な提案がなされているか。	5
小計①		70

#### ヒアリング評価項目及び評価基準

評価項目	評価の視点	配点
説明及び質疑回答	説明が明確で分かりやすいか、取組意欲が高いか、業務を正しく理解しているか等	5
	ヒアリングにおける質疑回答が明確で適切か等	5
小計②		10

#### 実績評価点及び企画提案評価点

合計（小計①+小計②）	80
-------------	----

#### (2) 採点の方法

事業者の実績に係る採点は採点基準表のとおりとし、それ以外の採点は次のとおりとする。

評価（5段階）	評価の程度	評価点化（5段階）
A	優れた提案である	配点×1.0
B	やや優れた提案である	配点×0.8
C	標準的な提案である	配点×0.6
D	やや劣った提案である	配点×0.4
E	評価できる提案ではない、または不採用	配点×0.2

### (3) 総合評価の算定方法

総合評価は加点方式とし、次のとおり算定するものとする。なお、各得点は、小数点第三位以下を四捨五入し、小数点第二位までの値とする。

#### ① 價格評価点（満点20点）の算定

$$\text{価格評価点} = 20 \times (\text{最低提案価格} / \text{提案価格})$$

- ・提案価格…見積書（様式第6号）において記載した見積金額とする。
- ・最低提案価格…各提案者のうち、最低価格にて提案された額とする。

#### ② 総合評価点の算定

$$\text{総合評価点} = \text{実績評価点} + \text{企画提案評価点} + \text{価格評価点}$$

評価項目		主な着眼点	配点
実績評価		業務実績調書	10
企画提案等	企画提案	企画提案書	60
	プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーション	10
価格		見積書	20
合計（総合評価点）			100

## 14 契約

プロポーザルにより特定した優先交渉権者を相手方として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本市で定める予定価格以内で、見積徵取の上、随意契約を行うものとする（提案価格を上限として契約交渉を行う）。

また、優先交渉権者に特定されたことをもって、市は提案されたすべての内容の契約を保証するものではなく、提案書の全ての内容に拘束されるものではない。

なお、辞退若しくはその他の理由で契約ができない場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする

## 15 その他

（1）プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

（2）無効となるプロポーザル、失格となる提案者。

① 提出期限を過ぎて提出された場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 「2 (4) 契約上限額」に示す提案上限額を超えた場合
- ⑤ その他、本市が不適格と認めた場合

(3) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は、事業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- ② 提出された書類は、公正性、透明性を期すために、関連規定等に基づき公開することがある。
- ③ 提出された書類は、事業者選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- ④ 書類提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- ⑤ 提出された書類は返却しない。
- ⑥ 電子メール等の通信事故、郵送及び宅配などの事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- ⑦ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。